

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 188 「開示対象となる関連当事者との取引の範囲と重要性の判断基準について」

「関連当事者との取引」とは、会社と関連当事者との取引をいい、対価の有無にかかわらず、資源もしくは債務の移転、又は役務の提供をいいます。また、関連当事者が第三者のために会社との間で行う取引や、会社と第三者との間の取引で関連当事者が当該取引に関して会社に重要な影響を及ぼしているものを含まます（基準5項（1））。

関連当事者との取引に関する開示は、以下の流れで検討します。

今回は、このうち（2）及び（3）の段階で把握する必要がある開示対象となる取引の範囲や重要性の判断基準につき、主なポイントをご説明いたします。

- （1）関連当事者の範囲を識別する（基準5項（3）参照）。
- （2）開示対象の取引を把握する（基準6項～9項参照）。
- （3）重要性を判断する（指針15項～18項参照）。

<開示対象となる関連当事者との取引の範囲>

会社と関連当事者との取引のうち、重要な取引が開示対象とされています。連結財務諸表においては、連結会社と関連当事者との取引が開示対象であり、連結財務諸表を作成するにあたって相殺消去した取引は開示対象外とされています（基準6項）。

無償取引や低廉な価格での取引については、独立第三者間取引であったと仮定した場合の金額を見積った上で、重要性の判断を行い、開示対象とするかどうかを決定します（基準7項）。また、形式的・名目的に第三者を経由した取引で、実質上の相手先が関連当事者であることが明確な場合には、開示対象に含めます（基準8項）。

関連当事者との取引のうち、以下の取引は、開示対象外とされています（基準9項）。

- （a）一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引
- （b）役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い

なお、上記 (a) を除き、第三者との取引と同等な条件であっても開示は省略できないこととされています。これは、一般的な取引条件に該当するかどうかの判断が難しい場合もあり、恣意的な判断が介入する余地があると考えられるためです（基準 32 項）。

上記 (b) は、役員報酬につき、コーポレート・ガバナンスに関する非財務情報として開示が規定されていることを考慮して、関連当事者の開示の対象外とされています（基準 33 項、指針 24 項）。

<重要性の判断基準>

関連当事者を指針 13 項に基づき 4 つのグループに区分したうえで、法人グループ又は個人グループのいずれかに区分して、原則として各関連当事者との取引（類似・反復取引についてはその合計）ごとに重要性を判断します（指針 14～16 項参照）。

ただし、会社の役員（※ 1）もしくはその近親者が、他の法人の代表者を兼務しており（※ 2）、当該役員等がその法人の代表者として会社と取引を行うような場合には、法人間における商取引に該当すると考えられるため、関連当事者が個人グループの場合の取引としては扱わず、法人グループの場合の取引に属するものとして扱い、重要性を判断します（指針 16 項）。

※ 1：親会社及び重要な子会社の役員を含みます。

※ 2：当該役員等が当該法人又は当該法人の親会社の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合を除きます。この場合は、関連当事者が個人グループの場合の取引として扱い、重要性を判断しますので留意が必要です（指針 33 項、13 項(4)(5)及び 14 項参照）。

関連基準等

基準：企業会計基準第 11 号「関連当事者の開示に関する会計基準」

指針：企業会計基準適用指針第 13 号「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」